

平成 28 年度
商標審査の質に関する
ユーザー評価調査報告書

平成 2 9 年 3 月
特 許 庁

目次

1. 調査の概要	3
(1) 背景	3
(2) 本調査の目的	3
(3) 調査方法	3
(4) 調査票	4
(5) 調査対象者	4
(6) 回収結果	5
2. 集計結果	5
(1) 商標審査全般の質に関する調査（A票）の集計結果	5
①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について	5
②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について	7
③商標審査に関する個別項目に係る質に対するコメント（意見・要望）について	22
④今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について	23
⑤個別事項の最近の印象の変化について	24
(2) 特定の商標登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果	27
①調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について	27
②調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分別の集計）	28
③調査対象案件における商標審査の質について（通知理由別の集計）	30
④調査対象案件における商標審査の質について（その他の個別項目）	31
3. 集計分析	33
(1) 回答内容の詳細分析	33
①個別項目の評価と全体評価との相関分析	33
(2) 分析結果のポイント	36
①識別性の判断	36
②基準・便覧との均質性	36
③審査官間の均質性	36

④類似性の判断	37
⑤審判決との均質性	37
⑥拒絶理由通知書等の内容・記載ぶり	37
4. 平成 27 年度調査結果との比較検証	39
5. 集計分析によって明らかになった課題への対応	40
(1) 審査判断に関する課題への対応	40
(2) 審査運用面に関する課題への対応	40
6. 今後のユーザー評価調査に向けて	41
(付録) 調査票	43

1. 調査の概要

(1) 背景

近年、企業活動や地域振興の場において、ブランドの重要性はますます高まっており、商標制度に関する世間一般の認知度が向上しているとともに、ブランド戦略を支える商標制度に対する期待も高まっています。このような状況下において、事業者による商標権の活用を通じて、商標が出所識別機能等の役割を発揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようにするためには、商標審査において、法令・商標審査基準等の指針の下、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を推進していくことが重要です。このような認識のもと、特許庁は、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「商標審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を2014年8月に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります」という原則を掲げています。

また、品質検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザーの声を品質管理施策に反映させるため、平成25年度よりユーザー評価調査を実施しています。

本報告書では、調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

(2) 本調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査は、商標審査の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、商標審査の質の現状を把握するためのデータとして活用すると共に、今後の商標審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるところの「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、商標審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

本調査は、商標審査において改善すべき点をユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて明らかにし、商標審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っています。

(3) 調査方法

今年度は、下記（5）のように抽出した調査対象者に対し、電話連絡、郵送又は電子メールにより、調査への協力を依頼するとともに、郵送又は電子メール等

により下記（４）の調査票を送付しました。

回答期間は約１か月とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。本調査は、平成２８年８月～１１月に調査票の配付及び回収を順次実施しました。

（４）調査票

以下の２種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

A票：商標審査全般の質についての調査

B票：特定の出願における商標審査の質についての調査

なお、A票については、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

また、調査票における個別項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の５段階評価、もしくは、「非常に良い」「良い」「普通」「悪い」「非常に悪い」の５段階評価にて回答を依頼しました。

（５）調査対象者

調査対象者は、商標登録出願に係る出願人（外国出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表１に記載のとおりです。

表１．調査対象者・調査対象案件の選定方法等

項目		内容
調査対象者	内国出願	平成 26 年における、筆頭出願人（内国出願人）としての商標登録出願件数上位 360 者を対象として実施する。
	外国出願	平成 26 年における、筆頭出願人（外国出願人）としての商標登録出願件数上位 40 者を対象として実施する。
個別出願の商標審査についての調査対象案件抽出方法		調査対象者による商標登録出願のうち、平成 26 年度に最終処分が発送された出願から、1 者につき 1 件を抽出。対象案件とする優先度としては、①拒絶査定となった案件、②拒絶理由が通知されたが、登録査定となった案件、③拒絶理由が通知されずに登録査定となった案件、の順番とする。
調査対象者数		合計 400 者 ＊調査対象者の出願件数ベースで平成 26 年の商標登録出願の約 15%の割合を占める。

(6) 回収結果

表2は、A票、B票の回収率を示したものです。

表2. 調査票の回収結果

	配付済	回収済	回収率	(参考) 昨年度 回収率
A票	400 者	335 者	83.8%	67.3%
B票	400 件	326 件	81.5%	66.8%

2. 集計結果

(1) 商標審査全般の質に関する調査（A票）の集計結果¹

①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

- ・商標審査に関する全体としての質の評価において、「普通」以上の評価の割合は94%であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると、50.5%の割合を示しました。
- ・最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、「良くなっている」の評価が19.7%の割合を示しました。
- ・昨年度と比較すると、「満足」または「比較的満足」の肯定的な回答の割合が向上するとともに、「不満」または「比較的不満」の否定的な回答の割合が低下しています。

表3及び図1は、商標審査における審査官の判断の的確性、通知内容及び審査官とのコミュニケーション等について、全体としてどのように感じているかにつき、5段階評価を集計したものです。また表4及び図2は、過去1年の傾向についての評価を集計したものです。

表 3. 全体評価

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5:満足	22	6.7%	5.6%
4:比較的満足	144	43.8%	42.1%
3:普通	143	43.5%	38.3%
2:比較的不満	15	4.6%	11.7%
1:不満	5	1.5%	2.3%
合計	329	100%	100%

図 1. 全体評価の割合

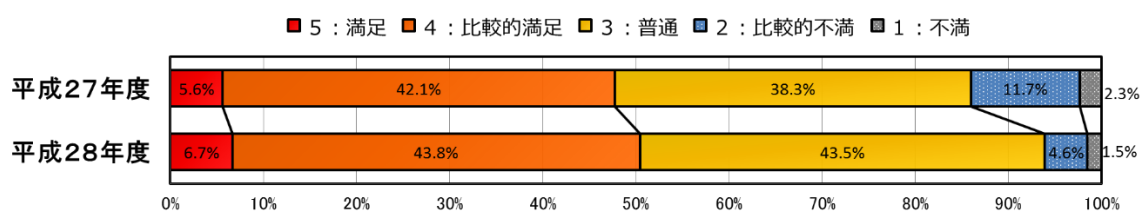
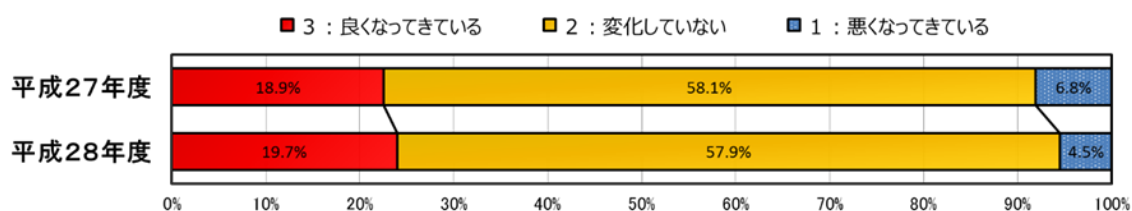


表 4. 最近の傾向 (1年間)

3段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
3:良くなっている	65	19.7%	18.9%
2:変化していない	191	57.9%	58.1%
1:悪くなっている	15	4.5%	6.8%
分からない	59	17.9%	16.2%
合計	330	100%	100%

図 2. 最近の傾向 (1年間)



1 本報告書内では、表 4 及び図 2 の「最近の傾向 (1年間)」を除いて、「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計しました。

②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について

- ・「普通」以上の評価の割合が9割以上を占める項目は、17項目中12項目ありました。
- ・個別項目の中で「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合が高かったのは、「審査官間の均質性」(19.3%)、「審判決との均質性」(15.0%)及び「基準・便覧との均質性」(13.1%)の項目でした。

図3及び図4は、商標審査に関する個別項目に係る質について、5段階評価を集計したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票【A票】（付録）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

識別性の判断（3. ①－1）、類似性の判断（3. ①－2）、指定商品・役務の判断（3. ①－3）、主張の把握（3. ①－4）、基準・便覧との均質性（3. ②－1）、審判決との均質性（3. ②－2）、審査官間の均質性（3. ②－3）、【拒絶理由】必要な説明（3. ③－1－1）、【拒絶理由】理解しやすい文言（3. ③－1－2）、【補正指示】必要な説明（3. ③－2－1）、【補正指示】理解しやすい文言（3. ③－2－2）、【補正指示】適切な応答（3. ③－2－3）、【拒絶査定】必要な説明（3. ③－3－1）、【拒絶査定】理解しやすい文言（3. ③－3－2）、【拒絶査定】適切な応答（3. ③－3－3）、電話・FAX対応（3. ④－1）、面接対応（3. ④－2）

図 3．個別項目への評価の度数分布

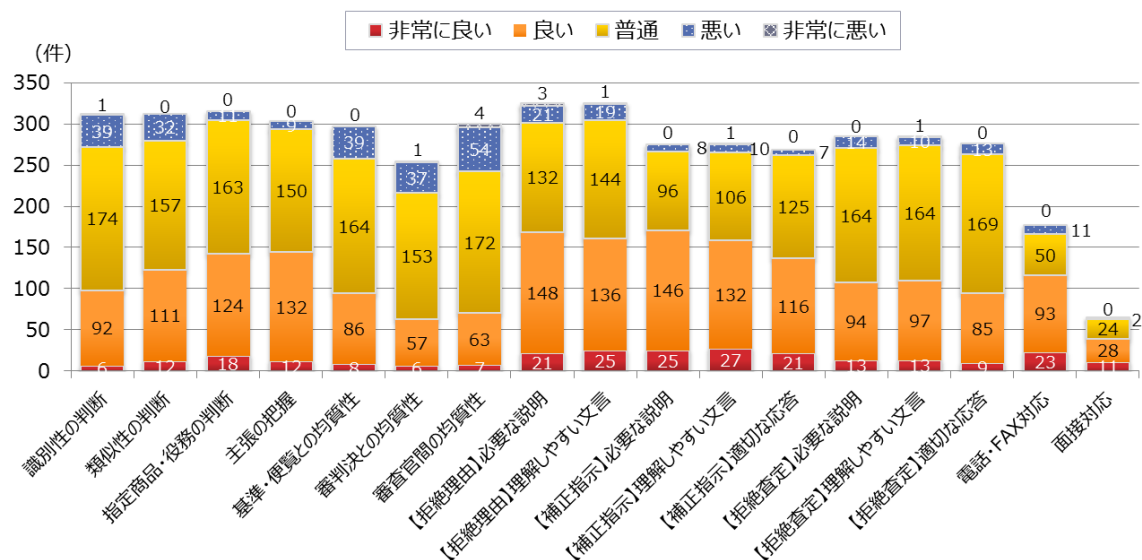
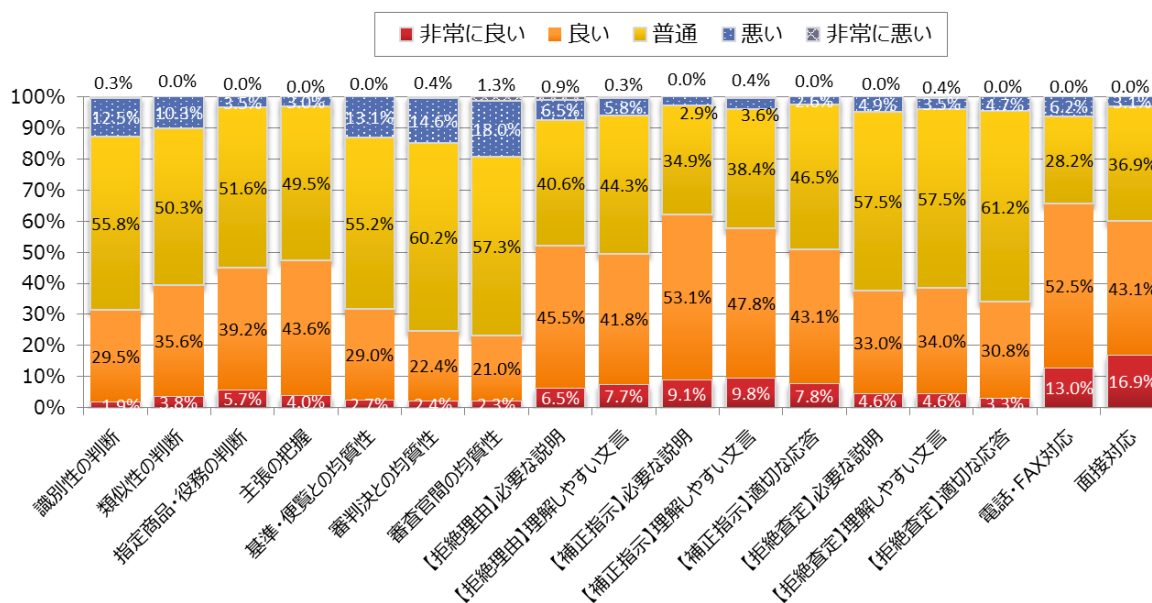


図 4．個別項目の評価の割合

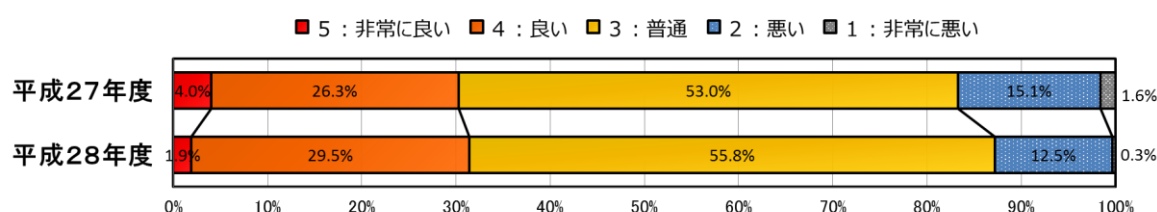


- ・識別性の判断について、「普通」以上の評価の割合は 87.2%であり、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答は 31.4%の割合を示しました。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は 12.8%であり、昨年度(16.7%)より低下しています。

表 5－1．識別性の判断

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	6	1.9%	4.0%
4：良い	92	29.5%	26.3%
3：普通	174	55.8%	53.0%
2：悪い	39	12.5%	15.1%
1：非常に悪い	1	0.3%	1.6%
合計	312	100%	100%

図 4－1．識別性の判断

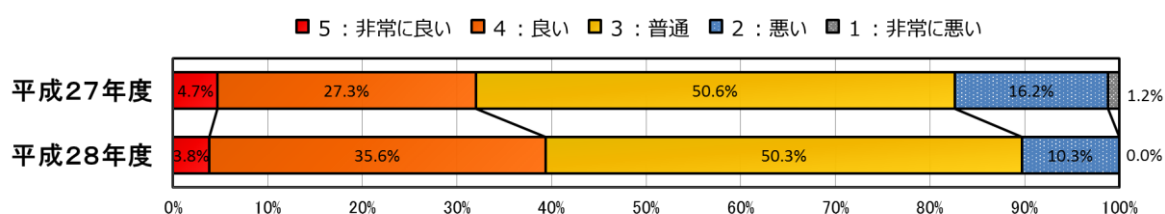


- ・類似性の判断について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は 39.4%であり、昨年度(32.0%)より 7.4%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は 10.3%であり、昨年度(17.4%)より 7.1%低下しています。

表 5－2．類似性の判断

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	12	3.8%	4.7%
4：良い	111	35.6%	27.3%
3：普通	157	50.3%	50.6%
2：悪い	32	10.3%	16.2%
1：非常に悪い	0	0.0%	1.2%
合計	312	100%	100%

図 4－2．類似性の判断

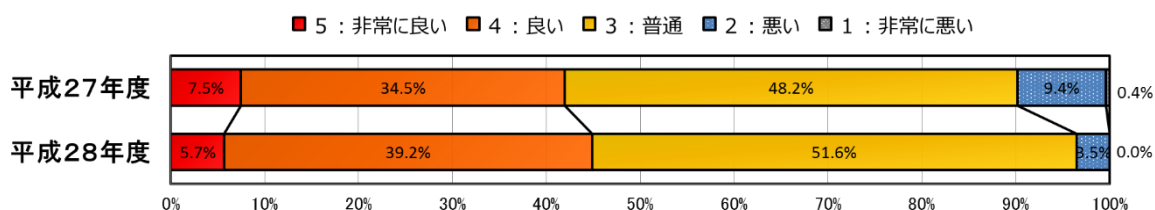


- ・ 指定商品・役務の判断について、「普通」以上の評価の割合は 96.5% であり、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答は 44.9%の割合を示しました。
- ・ 「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は 3.5%であり、昨年度(9.8%)より 6.3%低下しています。

表 5－3．指定商品・役務の判断

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	18	5.7%	7.5%
4：良い	124	39.2%	34.5%
3：普通	163	51.6%	48.2%
2：悪い	11	3.5%	9.4%
1：非常に悪い	0	0.0%	0.4%
合計	316	100%	100%

図 4-3. 指定商品・役務の判断

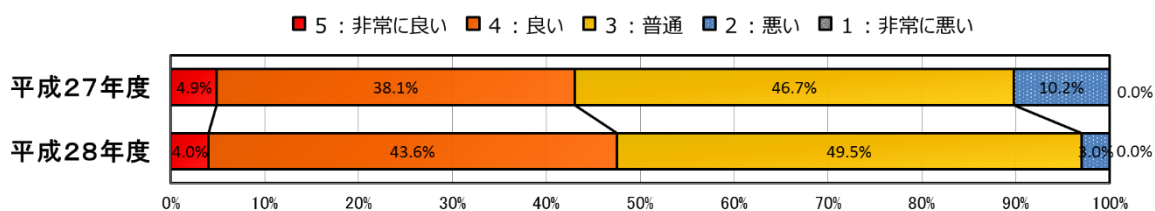


- ・主張の把握について、「普通」以上の評価の割合は97%であり、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答は47.6%と昨年度(43.0%)より4.6%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は3.0%であり、昨年度(10.2%)より7.2%と大きく低下しています。

表 5-4. 主張の把握

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5:非常に良い	12	4.0%	4.9%
4:良い	132	43.6%	38.1%
3:普通	150	49.5%	46.7%
2:悪い	9	3.0%	10.2%
1:非常に悪い	0	0.0%	0.0%
合計	303	100%	100%

図 4-4. 主張の把握

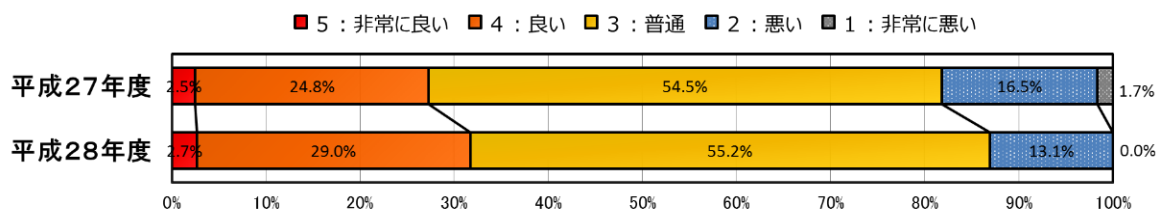


- ・基準・便覧との均質性について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は31.7%であり、昨年度(27.3%)より4.4%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は13.1%であり、昨年度(18.2%)より5.1%低下しています。

表5－5．基準・便覧との均質性

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	8	2.7%	2.5%
4：良い	86	29.0%	24.8%
3：普通	164	55.2%	54.5%
2：悪い	39	13.1%	16.5%
1：非常に悪い	0	0.0%	1.7%
合計	297	100%	100%

図4－5．基準・便覧との均質性

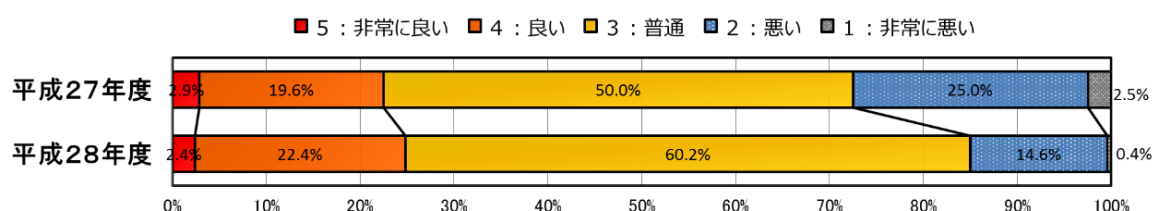


- ・審判決との均質性について、「普通」以上の評価の割合は85%であり、昨年度(72.5%)と比較をすると12.5%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は15%であり、昨年度(27.5%)より12.5%と大きく低下しています。

表 5－6．審判決との均質性

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	6	2.4%	2.9%
4：良い	57	22.4%	19.6%
3：普通	153	60.2%	50.0%
2：悪い	37	14.6%	25.0%
1：非常に悪い	1	0.4%	2.5%
合計	254	100%	100%

図 4－6．審判決との均質性

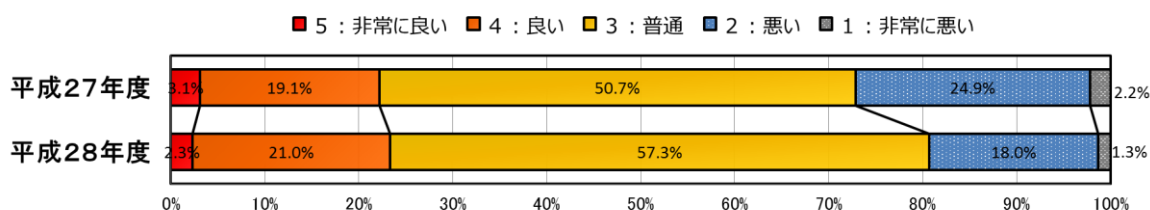


- ・審査官間の均質性について、「普通」以上の評価の割合は80.6%であり、昨年度(72.9%)と比較をすると7.7%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は19.3%であり、昨年度(27.1%)より7.8%低下しています。

表 5－7．審査官間の均質性

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	7	2.3%	3.1%
4：良い	63	21.0%	19.1%
3：普通	172	57.3%	50.7%
2：悪い	54	18.0%	24.9%
1：非常に悪い	4	1.3%	2.2%
合計	300	100%	100%

図 4-7. 審査官間の均質性

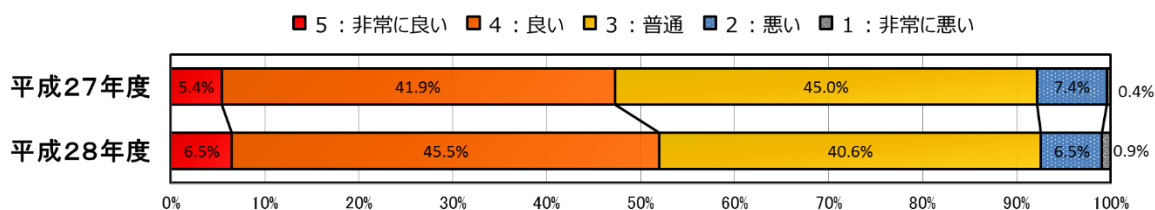


- ・【拒絶理由】必要な説明について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は52%であり、昨年度(47.3%)より4.7%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は7.4%であり、昨年度(7.8%)とほぼ変わらない割合を示しました。

表 5-8. 【拒絶理由】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5 : 非常に良い	21	6.5%	5.4%
4 : 良い	148	45.5%	41.9%
3 : 普通	132	40.6%	45.0%
2 : 悪い	21	6.5%	7.4%
1 : 非常に悪い	3	0.9%	0.4%
合計	325	100%	100%

図 4-8. 【拒絶理由】必要な説明

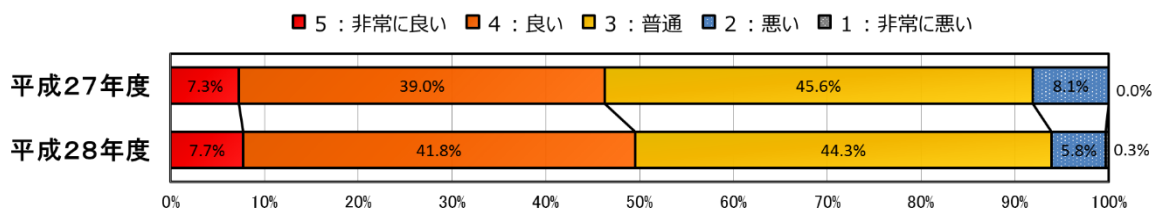


- ・【拒絶理由】理解しやすい文言について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は49.5%であり、昨年度(46.3%)より3.2%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は6.1%であり、昨年度(8.1%)より2%低下しています。

表5－9. 【拒絶理由】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5:非常に良い	25	7.7%	7.3%
4:良い	136	41.8%	39.0%
3:普通	144	44.3%	45.6%
2:悪い	19	5.8%	8.1%
1:非常に悪い	1	0.3%	0.0%
合計	325	100%	100%

図4－9. 【拒絶理由】理解しやすい文言

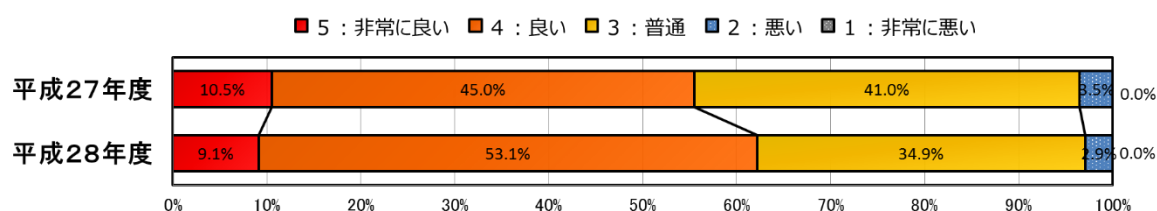


- ・【補正指示】必要な説明について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は62.2%であり、昨年度(55.5%)より6.7%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は2.9%であり、全体として低い割合を示しています。

表 5－10．【補正指示】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	25	9.1%	10.5%
4：良い	146	53.1%	45.0%
3：普通	96	34.9%	41.0%
2：悪い	8	2.9%	3.5%
1：非常に悪い	0	0.0%	0.0%
合計	325	100%	100%

図 4－10．【補正指示】必要な説明

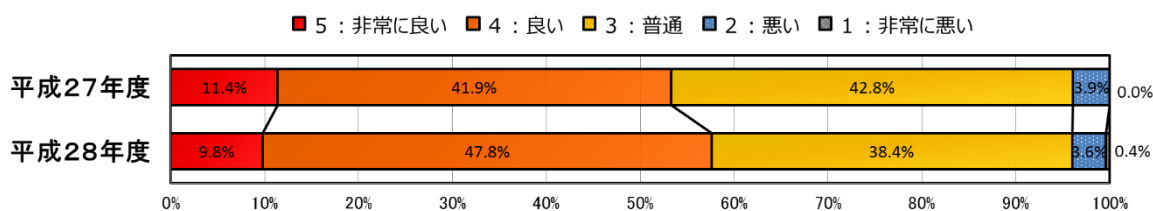


- ・【補正指示】理解しやすい文言について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は 57.6%であり、昨年度(53.3%)より 4.3%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は 4%であり、昨年度(3.9%)とほぼ変わらない割合を示しました。

表 5－11．【補正指示】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	27	9.8%	11.4%
4：良い	132	47.8%	41.9%
3：普通	106	38.4%	42.8%
2：悪い	10	3.6%	3.9%
1：非常に悪い	1	0.4%	0.0%
合計	276	100%	100%

図4-11. 【補正指示】理解しやすい文言

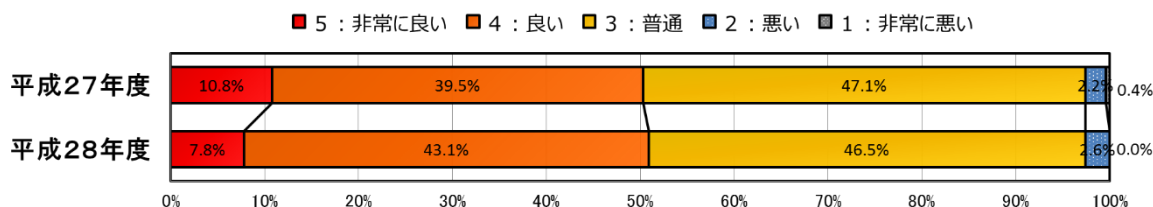


- ・【補正指示】適切な応答について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は50.9%であり、昨年度(50.3%)とほぼ変わらない割合を示しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は2.6%であり、全体として低い割合を示しています。

表5-12. 【補正指示】適切な応答

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5 : 非常に良い	21	7.8%	10.8%
4 : 良い	116	43.1%	39.5%
3 : 普通	125	46.5%	47.1%
2 : 悪い	7	2.6%	2.2%
1 : 非常に悪い	0	0.0%	0.4%
合計	269	100%	100%

図4-12. 【補正指示】適切な応答

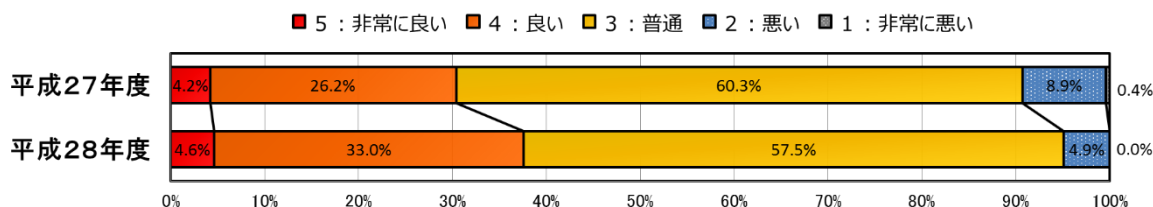


- ・【拒絶査定】必要な説明について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は37.6%であり、昨年度(30.4%)より7.2%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は4.9%であり、昨年度(9.3%)より4.4%低下しています。

表5－13．【拒絶査定】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	13	4.6%	4.2%
4：良い	94	33.0%	26.2%
3：普通	164	57.5%	60.3%
2：悪い	14	4.9%	8.9%
1：非常に悪い	0	0.0%	0.4%
合計	285	100%	100%

図4－13．【拒絶査定】必要な説明

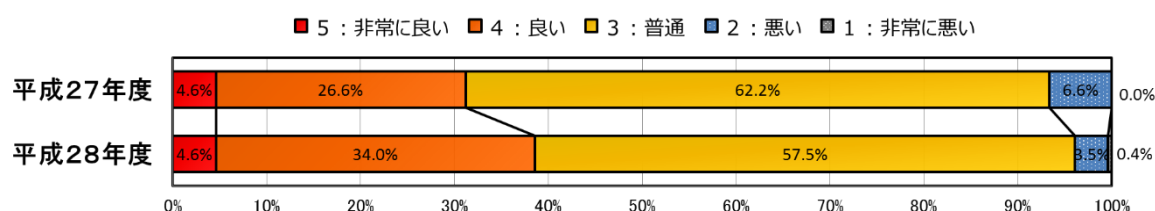


- ・【拒絶査定】理解しやすい文言について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は38.6%であり、昨年度(31.2%)より7.4%向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は3.9%であり、昨年度(6.6%)より2.7%低下しています。

表 5－1 4．【拒絶査定】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	13	4.6%	4.6%
4：良い	97	34.0%	26.6%
3：普通	164	57.5%	62.2%
2：悪い	10	3.5%	6.6%
1：非常に悪い	1	0.4%	0.0%
合計	285	100%	100%

図 4－1 4．【拒絶査定】理解しやすい文言

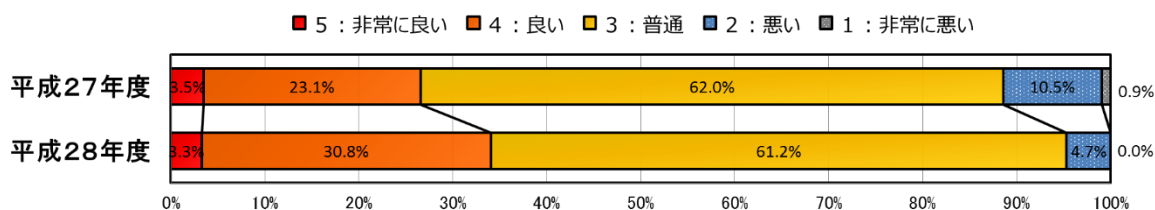


- ・【拒絶査定】適切な応答について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は 34.1%であり、昨年度(26.6%)より 7.5% 向上しています。
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は 4.7%であり、昨年度(11.4%)より 6.7%低下しています。

表 5－1 5．【拒絶査定】適切な応答

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	9	3.3%	3.5%
4：良い	85	30.8%	23.1%
3：普通	169	61.2%	62.0%
2：悪い	13	4.7%	10.5%
1：非常に悪い	0	0.0%	0.9%
合計	276	100%	100%

図4-15. 【拒絶査定】適切な応答

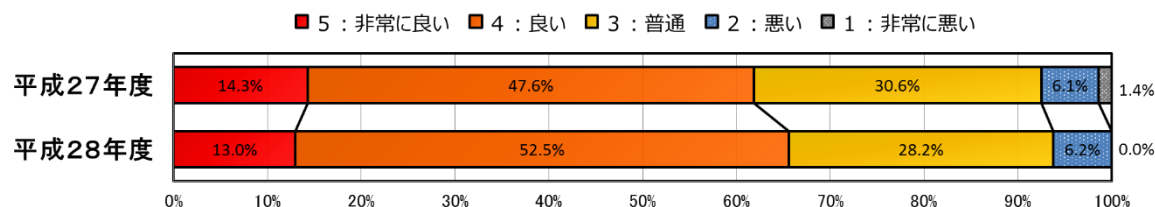


- ・電話・FAX 対応について、「普通」以上の評価の割合は80.7%であり、特に「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は65.5%と過半を占めました。(昨年度61.9%)
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は6.2%であり、昨年度(7.5%)より1.3%低下しています。

表5-16. 電話・FAX 対応

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5:非常に良い	23	13.0%	14.3%
4:良い	93	52.5%	47.6%
3:普通	50	28.2%	30.6%
2:悪い	11	6.2%	6.1%
1:非常に悪い	0	0.0%	1.4%
合計	177	100%	100%

図4-16. 電話・FAX 対応

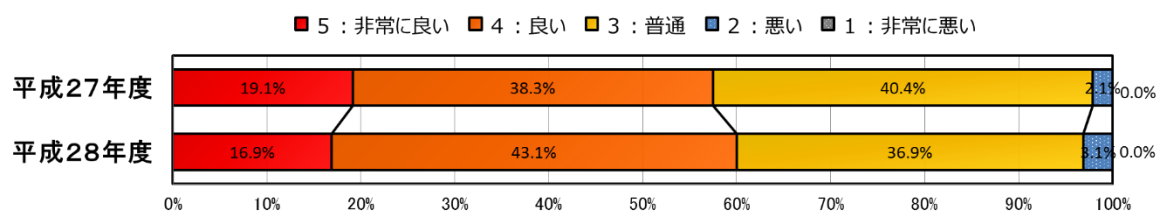


- ・面接対応について、「普通」以上の評価の割合は96.9%であり、特に「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は60%と過半を占めました。(昨年度 57.4%)
- ・「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合は3.1%であり、全体として低い割合を示しています。

表 5－17. 面接対応

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
5：非常に良い	11	16.9%	19.1%
4：良い	28	43.1%	38.3%
3：普通	24	36.9%	40.4%
2：悪い	2	3.1%	2.1%
1：非常に悪い	0	0.0%	0.0%
合計	65	100%	100%

図 4－17. 面接対応

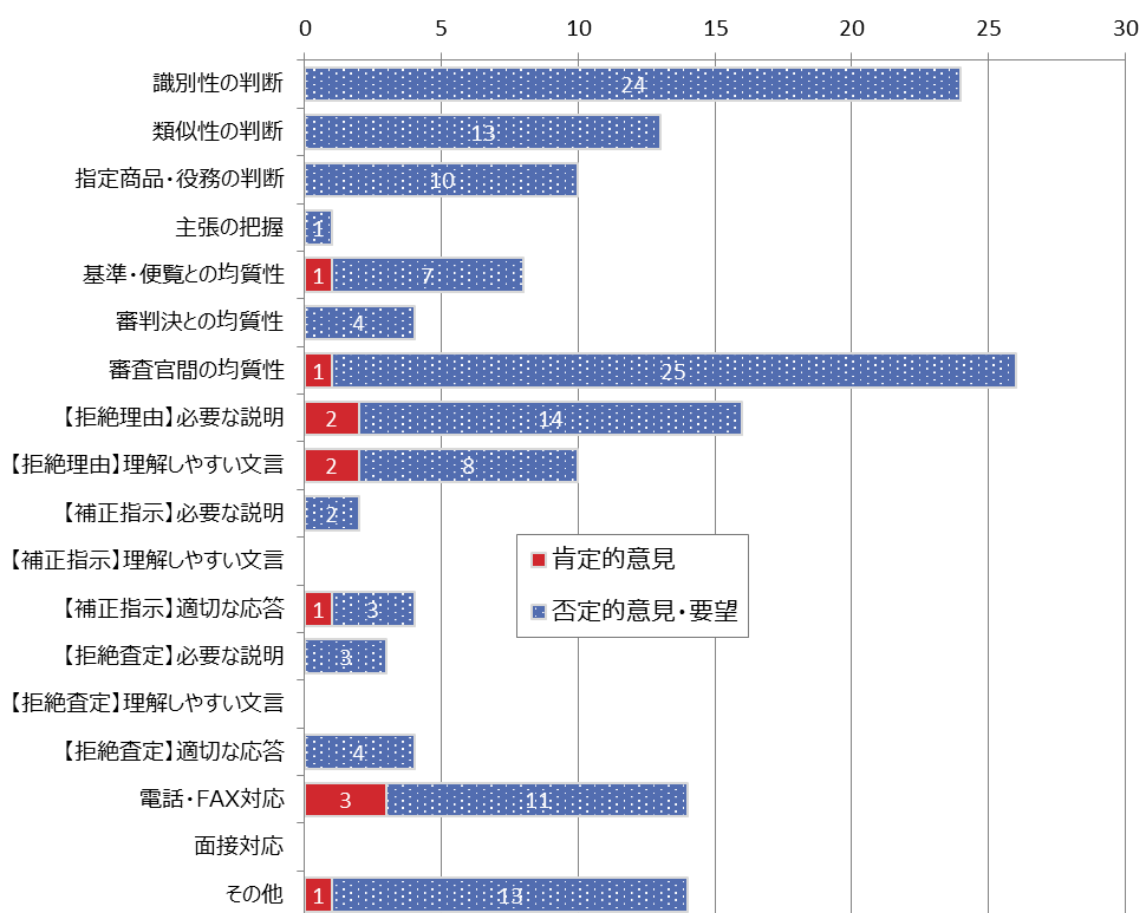


③商標審査に関する個別項目に係る質に対するコメント（意見・要望）について

- ・自由記載によるユーザーからのコメント（意見・要望）として、「識別性の判断」（24件）、「審査官間の均質性」（25件）、「【拒絶理由】必要な説明」（14件）等に関し、多くのコメントがありました。

図5は、自由記載欄におけるコメントの内容を分析し、関連する項目毎に便宜的に分類し、肯定的意見又は否定的意見・要望の別で集計したものです¹。

図5. 各個別項目に関するコメント数



コメント数が最も多かった「審査官間の均質性」に関しては、審査官間の判断のバラツキを改善して欲しいというコメントが多数を占めました。また、過去の登録実績、前例との間で判断の均質性がないとのコメントもありました。

¹ 1つの回答に複数の項目に対する内容が含まれる場合は、各々、項目別に集計しました。

コメント数が2番目に多かった「識別性の判断」に関しては、識別性に関する審査が甘いと感じられるので判断基準を均質して欲しいというコメントが複数ありました。具体的には、普通名称的であると考えられる語が登録になってしまうことがあるため、商品名やサービス名の採用にあたり支障が生じている、また、第三者に識別性が無い又は弱いと思われる商標を登録されて困るので、識別性の審査基準をもう少し厳しくして欲しいという、いわゆる第3条の識別性の審査をもっと厳しくして欲しいというコメントが複数ありました。

コメント数が3番目に多かった「【拒絶理由】必要な説明」に関しては、拒絶理由通知書の記載内容をもう少し具体的で分かりやすいものにして欲しいというコメントが複数ある一方で、記載内容が明確で分かりやすくなったという肯定的なコメントもありました。

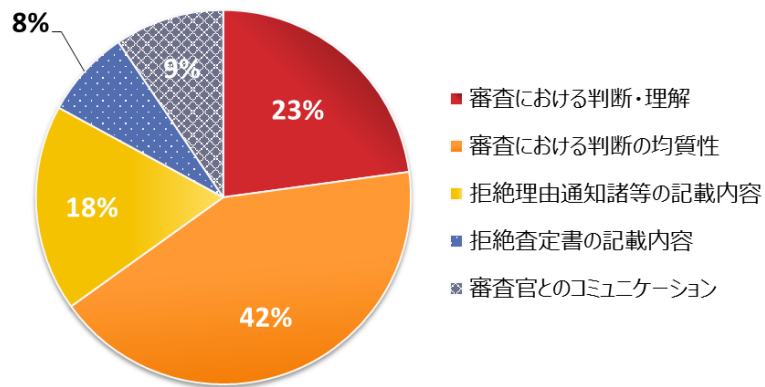
「電話・FAX 対応」に関しては、肯定的なコメントの割合が最も多く、電話・FAX 等により拒絶理由通知書等の内容を正しく理解できたというコメントが複数ありました。

④今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について

- ・ 今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目については、「審査における判断の均質性」（42%）の割合が最も多く、「審査における判断・理解」（23%）、「拒絶理由通知等の記載内容」（18%）がそれに続いて多くなっています。

図6は、今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目の割合を示しています。

図6. 審査の充実にむけて注力すべき項目



商標審査の充実に向けて今後注目すべき項目としては、「審査における判断の均質性」を選択したユーザーが最も多く、全体の4割を占める結果となりました。

自由記載欄のコメントにおいても、「審査官間の均質性」に関して審査官間の判断のバラツキ改善を要望するコメントが、また「識別性の判断」、「類似性の判断」及び「指定商品・役務の判断」の個別項目に関して、判断の均質性の改善を要望するコメントが多数を占めました。

⑤個別事項の最近の印象の変化について

- ・ 拒絶理由通知書等の記載の最近の印象について、「良くなっている」の評価が35.8%の割合を示しました。
- ・ 審査の適時性の最近の印象について、「不満」及び「比較的不満」の評価の割合はFA期間が10.3%、TP期間が11.6%を示しており、現状の審査期間に対しての不満は多くないことが確認できました。
- ・ 早期審査の項目については「普通」以上の評価の割合は94.1%で、特に「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は74.4%と全体の7割を占めました。

図7～図10は、個別事項の最近の印象の変化についての評価を、識別性の判断、拒絶理由通知書等の記載、審査官間の判断の均質性並びに審査の適時性の個別項目別に集計したものです。

図 7. 識別性の判断、拒絶理由通知書等の記載、審査官間の判断の最近の印象の変化の評価の度数分布

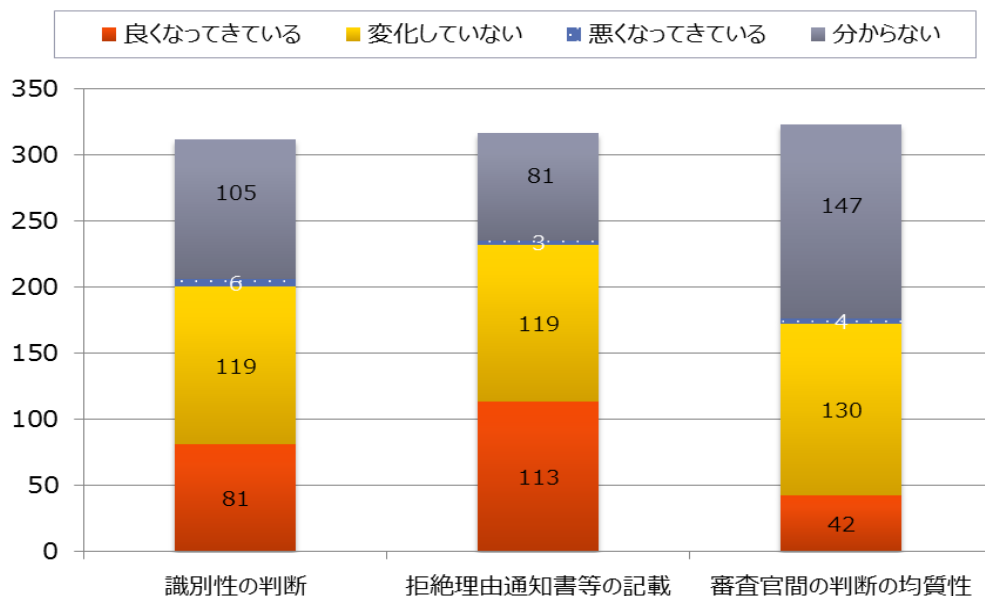


図 8. 識別性の判断、拒絶理由通知書等の記載、審査官間の判断の最近の印象の変化の割合

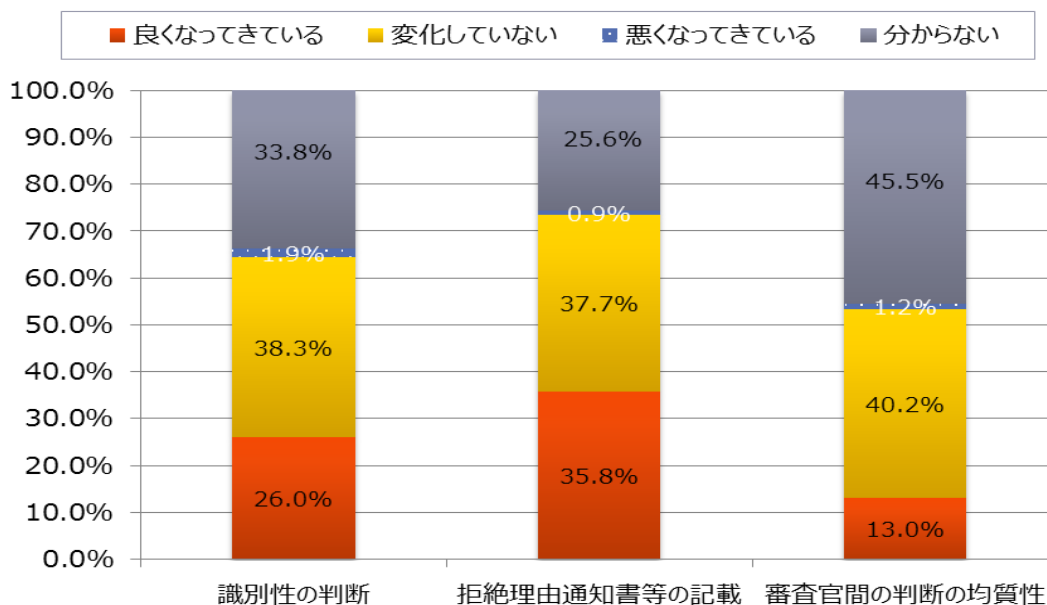


図 9．審査の適時性の個別項目別の評価の度数分布

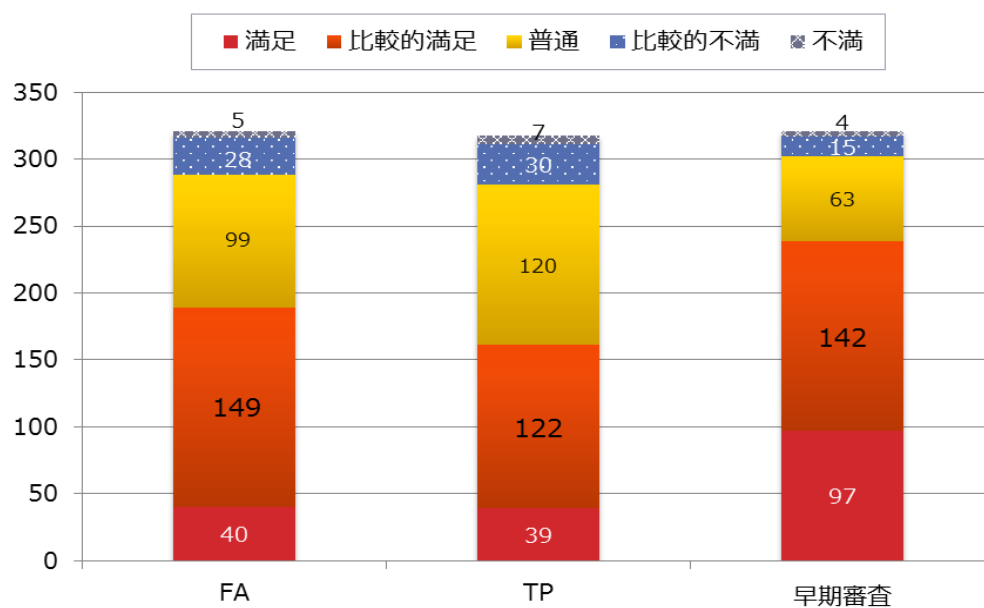
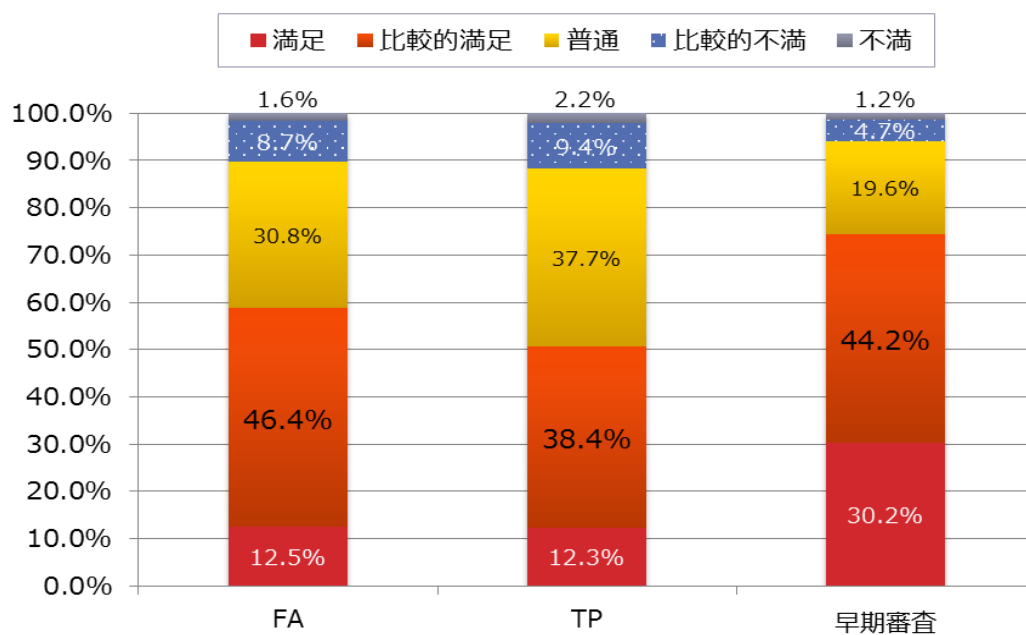


図 10．審査の適時性の個別項目別の割合



(2) 特定の商標登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果

①調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

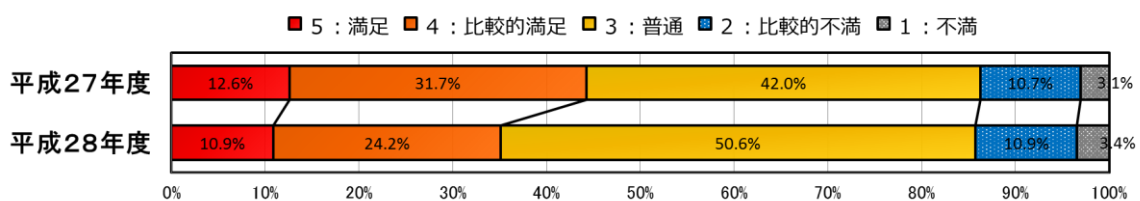
- ・調査対象となった特定の商標登録出願における審査に関する全体としての質の評価（全体評価）において、「普通」以上の評価の割合は85.7%であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると35.1%の割合を示しました。

表6及び図11は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査について、全体としてどのように感じているかにつき、5段階評価を集計したものです。

表6．全体評価（特定出願）

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
満足	35	10.9%	12.6%
比較的満足	78	24.2%	31.7%
普通	163	50.6%	42.0%
比較的不満	35	10.9%	10.7%
不満	11	3.4%	3.1%
合計	322	100%	100%

図11．全体評価（特定出願）



②調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分別の集計）

- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた割合は、「拒絶査定」案件（16.0%）＞「登録査定」案件（9.9%）と少なくなりました。
- ・「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた割合は、「登録査定」案件が多く 49.5%になりました。

表 7～表 8 及び図 1 2～図 1 3 は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査についての評価（全体評価）を、最終処分別に集計したものです。

なお、ここでは最終処分別に以下の 2 種類に分けて集計しています。

「拒絶査定」案件：拒絶査定がなされた案件。

「登録査定」案件：拒絶理由が通知されたものの、その後、意見書や手続補正書の提出により当該理由が解消されたため、登録査定がなされた案件及び拒絶理由が通知されることなく、登録査定がなされた案件。

表 7. 全体評価（「拒絶査定」案件）

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
満足	23	10.0%	8.9%
比較的満足	45	19.5%	24.0%
普通	126	54.5%	50.7%
比較的不満	28	12.1%	13.7%
不満	9	3.9%	2.7%
合計	231	100%	100%

図 1 2. 全体評価（「拒絶査定」案件）

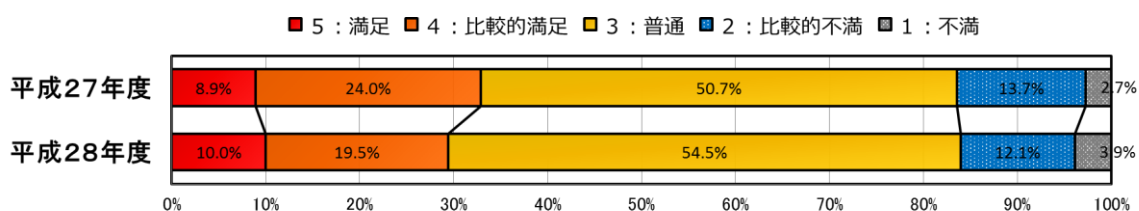
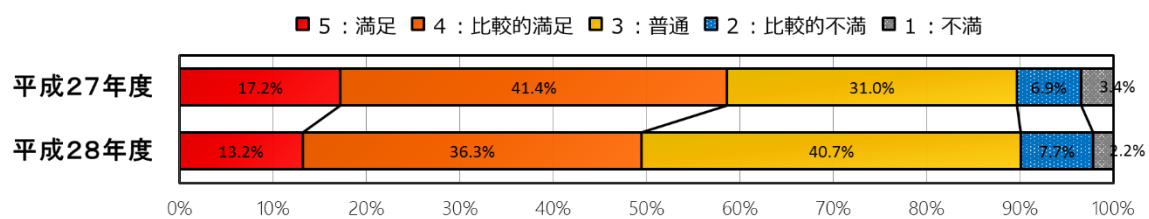


表 8. 全体評価（「登録査定」案件）

5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
満足	12	13.2%	17.2%
比較的満足	33	36.3%	41.4%
普通	37	40.7%	31.0%
比較的不満	7	7.7%	6.9%
不満	2	2.2%	3.4%
合計	91	100%	100%

図 1 3. 全体評価（「登録査定」案件）



③調査対象案件における商標審査の質について（拒絶理由別の集計）

表１０～表１２は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査についての評価（全体評価及び個別項目評価）を、通知された拒絶理由別に集計したものです。なお、１つの案件に対して、該当する複数の拒絶理由が通知されている場合は、各々、拒絶理由別に集計しました。

（ａ）商標法第３条第１項各号（識別性）の拒絶理由が通知された案件

表１０は、調査対象案件中、商標法第３条第１項各号の拒絶理由が通知された案件に関して、全体評価及び識別性の判断に関する評価について集計したものです。

表９．商標法第３条第１項各号の拒絶理由が通知された対象案件に関する評価

全体評価				識別性の判断			
５段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)	５段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
満足	16	10.4%	10.6%	非常に良い	11	8.1%	7.1%
比較的満足	39	25.3%	33.7%	良い	32	23.7%	33.7%
普通	80	51.9%	38.5%	普通	68	50.4%	46.9%
比較的不満	14	9.1%	15.4%	悪い	21	15.6%	12.2%
不満	5	3.2%	1.9%	非常に悪い	3	2.2%	0%
合計	154	100%	100%	合計	135	100%	100%

（ｂ）商標法第４条第１項第１１号（類似性）の拒絶理由が通知された案件

表１１は、調査対象案件中、商標法第４条第１項第１１号の拒絶理由が通知された案件に関して、全体評価及び類似性の判断に関する評価について集計したものです。

表１０．商標法第４条第１項第１１号の拒絶理由が通知された対象案件に関する評価

全体評価				類似性の判断			
５段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)	５段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
満足	18	11.6%	11.0%	非常に良い	11	8.8%	11.5%
比較的満足	32	20.6%	31.4%	良い	30	24.0%	31.9%

普通	79	51.0%	43.2%	普通	58	46.4%	48.7%
比較的不満	20	12.9%	9.3%	悪い	25	20.0%	7.1%
不満	6	3.9%	5.1%	非常に悪い	1	0.8%	0.9%
合計	155	100%	100%	合計	125	100%	100%

(c) 商標法第6条各項（商品・役務）の拒絶理由が通知された案件

表12は、調査対象案件中、商標法第6条各項の拒絶理由が通知された案件に関して、全体評価及び商品・役務の判断に関する評価について集計したものです。

表11. 商標法第6条各項の拒絶理由が通知された対象案件に関する評価

全体評価				商品・役務の判断			
5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)	5段階評価	回答数	割合	割合 (昨年度)
満足	5	12.8%	20.0%	非常に良い	2	6.9%	9.1%
比較的満足	15	38.5%	31.4%	良い	9	31.0%	42.4%
普通	17	43.6%	42.9%	普通	16	55.2%	48.5%
比較的不満	1	2.6%	5.7%	悪い	2	6.9%	0%
不満	1	2.6%	0%	非常に悪い	0	0%	0%
合計	39	100%	100%	合計	29	100%	100%

④調査対象案件における商標審査の質について（その他の個別項目）

図15及び図16は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査についての評価を、主張の把握並びに通知内容及び記載ぶりの個別項目別に集計したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票【B票】（付録）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

主張の把握（1. ④）、拒絶理由通知書の内容・記載（2. ①）、補正指示書の内容・記載（2. ②）、拒絶査定の内容・記載（2. ③）

図 1 4．主張の把握並びに通知内容及び記載ぶりの個別項目への評価の度数分布

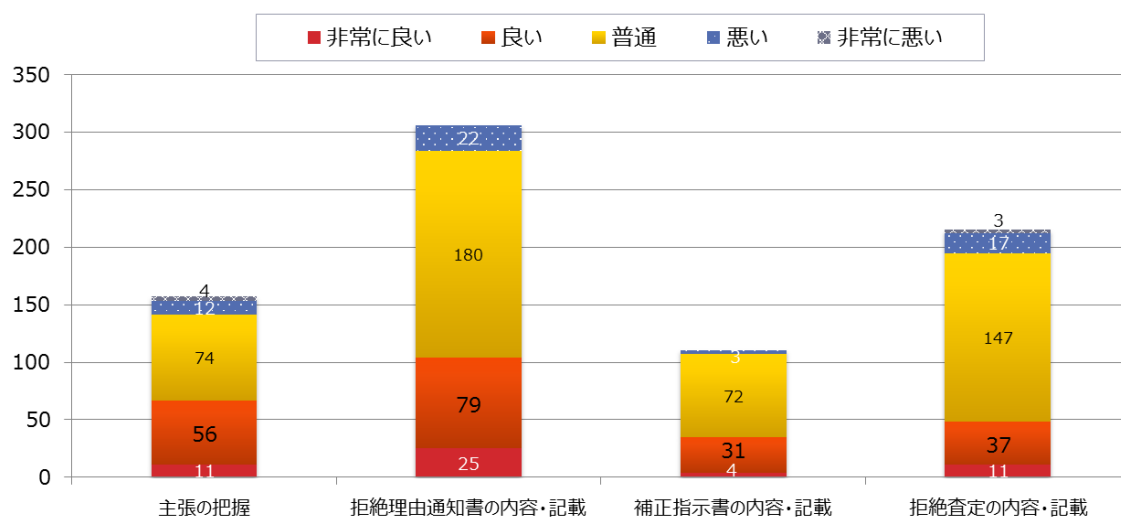
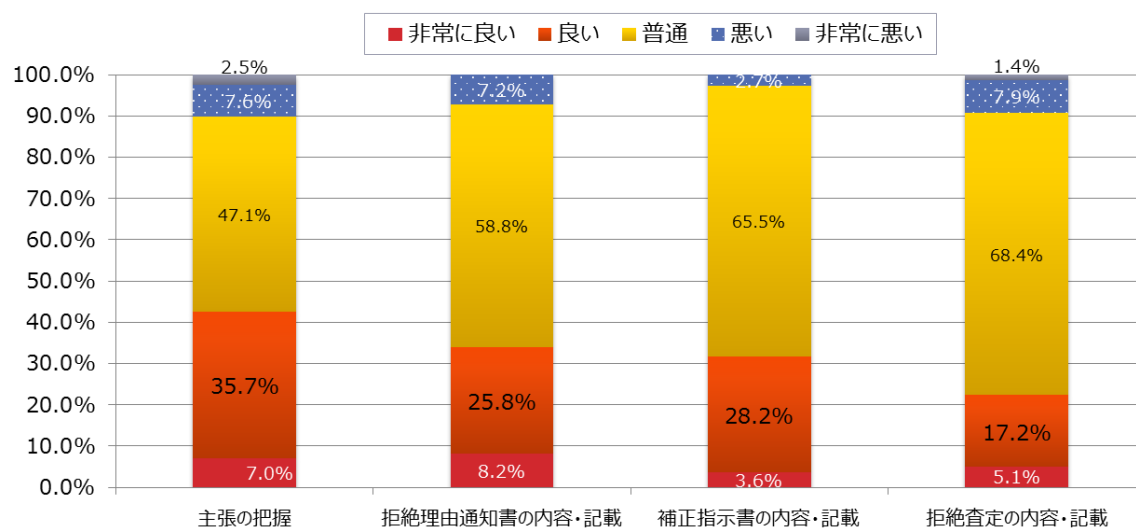


図 1 5．主張の把握並びに通知内容及び記載ぶりの個別項目への割合



3. 集計分析

(1) 回答内容の詳細分析

①個別項目の評価と全体評価との相関分析

商標審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくに当たり、どのような点に優先的に注力すべきか把握するため、各個別項目に対する質の評価が全体評価に対して与える影響について分析しました。分析方法としては、全体評価と各個別項目の評価との間の相関関係の大きさを示す係数（相関係数）による方法を用いました。

- ・ 個別項目についての評価と、全体評価との相関とを考慮すると、「識別性の判断」、「基準・便覧との均質性」、「審査官間の均質性」、「類似性の判断」、「審判決との均質性」といった項目が重点課題であると言えます。
- ・ 一方、「【補正指示】適切な応答」、「【拒絶理由】理解しやすい文言」、「【拒絶理由】必要な説明」の項目は、ユーザーから一定の評価を得ていると言えます。

表12及び図16は、各個別項目の評価の平均と（「満足」「非常に良い」を5、「比較的満足」「良い」を4、「普通」を3、「比較的不満」「悪い」を2、「不満」「非常に悪い」を1としています。）、各個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

図16（上）のグラフ中、特に評価が低く、かつ、全体評価との相関係数が大きい項目（グラフの左上にある項目）、すなわち、「識別性の判断」、「基準・便覧との均質性」、「審査官間の均質性」、「類似性の判断」、「審判決との均質性」といった点が、改善に取り組むべき重点的な課題であることが分かりました。

一方、図16（上）のグラフ中、全体評価との相関係数が比較的大きく、かつ、評価も比較的高い項目（グラフの右上にある項目）である「【補正指示】適切な応答」、「【拒絶理由】理解しやすい文言」、「【拒絶理由】必要な説明」は、ユーザーから一定の評価を得ている点と言えます。

表 1 2. 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数¹

評価項目	評価 (平均)	全体評価と の相関係数	全体評価と の相関係数 (昨年度)
識別性の判断 ²	3.20	0.61	0.55
類似性の判断 ²	3.33	0.47	0.57
指定商品・役務の判断	3.47	0.43	0.39
主張の把握	3.49	0.44	0.44
基準・便覧との均質性 ²	3.21	0.54	0.60
審判決との均質性 ²	3.12	0.46	0.47
審査官間の均質性 ²	3.05	0.52	0.53
【拒絶理由】必要な説明 ³	3.50	0.46	0.50
【拒絶理由】理解しやすい文言 ⁴	3.51	0.46	0.44
【補正指示】必要な説明	3.68	0.45	0.40
【補正指示】理解しやすい文言	3.63	0.44	0.40
【補正指示】適切な応答 ⁴	3.56	0.51	0.41
【拒絶査定】必要な説明	3.37	0.40	0.40
【拒絶査定】理解しやすい文言	3.39	0.41	0.41
【拒絶査定】適切な応答	3.33	0.46	0.41
電話・FAX対応	3.72	0.48	0.45
面接対応	3.74	0.55	0.51

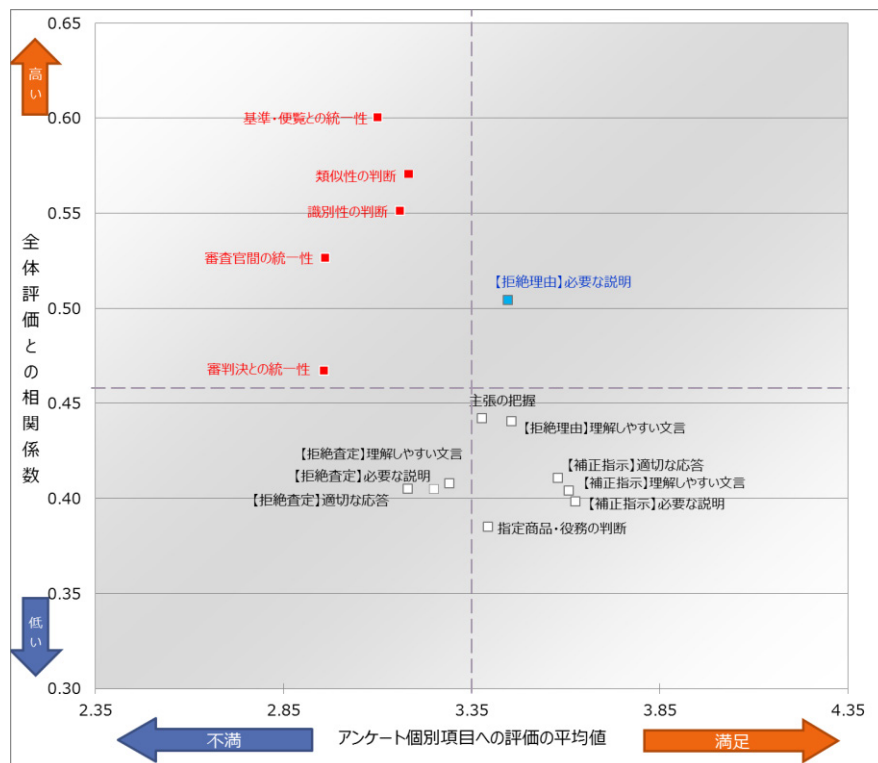
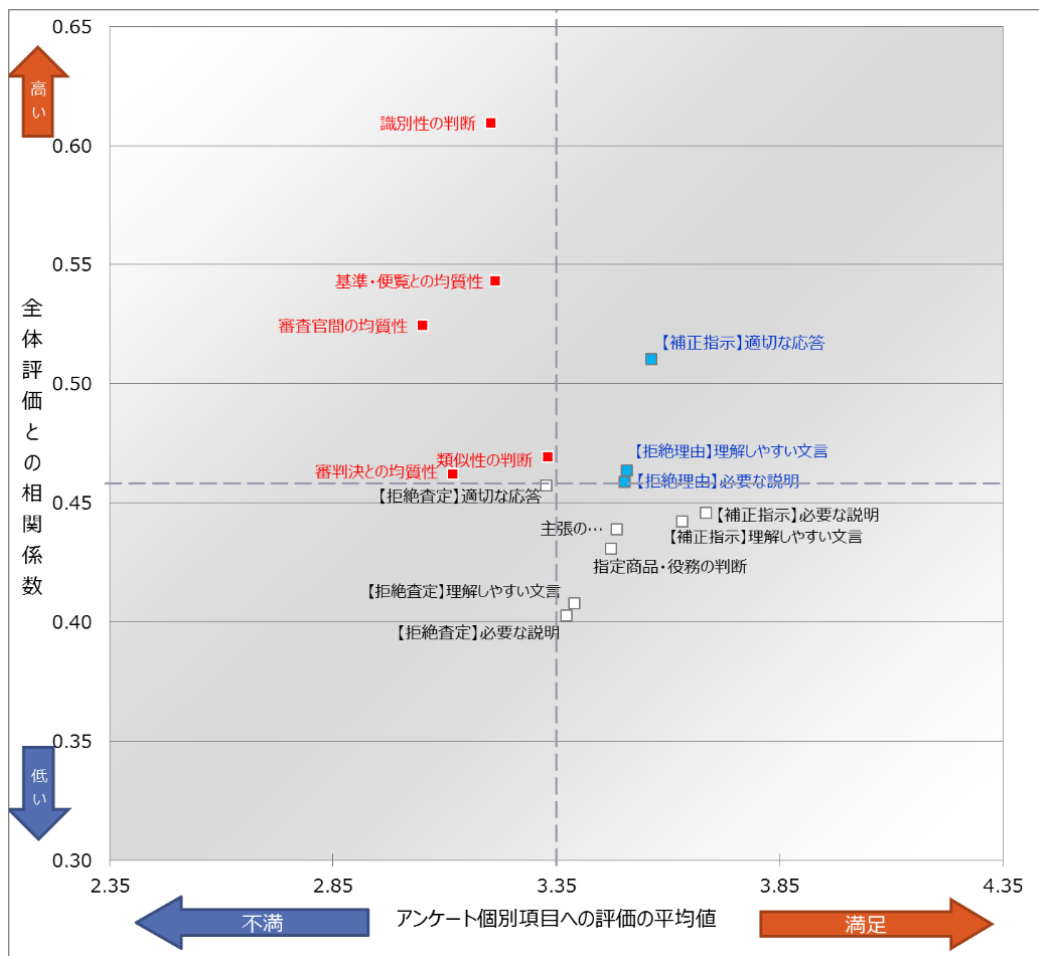
¹ 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

² 重点課題と考えられる評価項目（今年度と昨年度）

³ ユーザーから評価されたと考えられる評価項目（今年度と昨年度）

⁴ ユーザーから評価されたと考えられる評価項目（今年度）

図 1 6．個別項目の評価と全体評価との相関係数（下は昨年度）



(2) 分析結果のポイント

本調査の集計結果及び分析の結果から得られた重点事項等は、以下のとおりです。

①識別性の判断

商標の識別性の判断については、審査全般の質に関する評価において、図4-1に示すとおり「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合の合計が12.8%となっており、また、表12に示すとおり相関係数は「0.61」となっており全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

また、特定の商標登録出願に関する評価においても、商標法第3条第1項各号の拒絶理由が通知された案件に関して分析したところ、相関係数は「0.73」となっており全体評価（特定出願）に影響しやすいという分析が得られました。

自由記載欄のコメントについても、識別性の判断に関するコメントは数多くあり、ユーザーからの関心の高さがうかがえました。具体的には、「識別性の判断に、インターネットでの『使用例』を安易に挙げるのをやめて欲しい」というコメントや、逆に「最近、識別力の無い（極めて弱い）商標が登録されているため、識別性の判断を厳しくして欲しい」というコメントの双方が複数ありました。

②基準・便覧との均質性

商標の基準・便覧との均質性については、審査全般の質に関する評価において、図4-5に示すとおり「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合の合計が13.1%となっており、また、表12に示すとおり相関係数は「0.54」となっており比較的全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

また、自由記載欄のコメントについては、「現行の審査基準が取引実態にあっていないのではないか」「審査基準の例示は現代に合わないものが多いと思う」というコメントや、「審査基準に例外となる類型を明示する、あるいは原則を改めるなどの手当てにより、予見性を高めていく施策をお願いしたい」というコメントがありました。

③審査官間の均質性

商標の審査官間の均質性については、審査全般の質に関する評価において、図4-7に示すとおり「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合の合計が19.3%となっており、また、表12に示すとおり相関係数は「0.52」となっており比較的全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

自由記載欄のコメントについても、審査官間の均質性に関するコメントは数多くあり、具体的には、「『類似性の判断』、『識別性の判断』及び『指定商品・役務の判断』のバラツキを低減して欲しい」というコメントが複数ありました。また、「今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について」の質問でも、「審査における判断の均質性」の割合が最も多く、審査における判断のバラツキ低減が、ユーザーの関心が高く、改善に取り組むべき重点的な課題であることが分かりました。

④類似性の判断

商標の類似性の判断については、審査全般の質に関する評価において、図4-2に示すとおり「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合の合計が10.3%となっており、また、表12に示すとおり相関係数は「0.47」となっており比較的全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

また、特定の商標登録出願に関する評価においても、商標法第4条第1項各11号の拒絶理由が通知された案件に関して分析したところ、相関係数は「0.76」となっており全体評価（特定出願）に影響しやすいという分析が得られました。

自由記載欄のコメントについては、「類否判断の基準が緩和されている（商標の類似の幅が狭い傾向）ように思う」というコメントが複数ありました。

⑤審判決との均質性

商標の審査官間の均質性については、審査全般の質に関する評価において、図4-6に示すとおり「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合の合計が15.0%となっており、また、表12に示すとおり相関係数は「0.46」となっており比較的全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

自由記載欄のコメントについては、「審判と比べて審査での判断が厳しく、審判で登録になるケースが多い。」というコメントがありました。

⑥拒絶理由通知書等の内容・記載ぶり

商標の拒絶理由通知書等の内容・記載ぶりに関する項目のうち、拒絶理由通知書に関する2項目（「【拒絶理由】必要な説明」及び「【拒絶理由】理解しやすい文言」）及び補正書に関する3項目（「【補正指示】必要な説明」、「【補正指示】理解しやすい文言」及び「【補正指示】適切な応答」）については、審査全般の質に関する評価において、図4-8から図4-12に示すとおり「非常に良い」及び「良い」の評価の割合の合計が50%前後と、その他の項目と比較して大きい結果が得られました。

特に「【補正指示】適切な応答」の項目については、表 1 2 に示すとおり相関係数は「0.51」となっており全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。このことから「【補正指示】適切な応答」の項目については、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

自由記載欄のコメントについても、「6 条 1 項、2 項の拒絶を受けた際、補正案の提案があるため、検討の参考になる」等、指定商品・指定役務に関する補正案の提示や補正方法の指示について、肯定的なコメントが多くありました。一方、拒絶理由について具体的な指摘がなされていない、必要な理由が記載されていないというコメントも依然としてあり、一定の評価を得ながらも、改善の余地がある項目であることが分かりました。

4. 平成 27 年度調査結果との比較検証

今年度の評価において、表 4 及び図 1 に見られるように「満足」及び「比較的満足」の合計が昨年度の「47.7%」から「50.5%」と上昇し、「比較的不満」及び「不満」の合計は昨年度の「14.0%」から「6.1%」と大きく下回っており昨年度と比較し全体として、肯定的な評価が多いという結果になりました。

また、表 4 及び図 2 に見られるように最近の傾向として、「良くなってきている」の評価の割合が、昨年度「18.9%」から今年度は「19.7%」と上昇しており、さらに「悪くなってきている」の評価の割合が、昨年度「6.8%」から今年度は「4.5%」と下回り、全体として審査の質について改善傾向にあると評価されていることが分かりました。

さらに、「個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数」について、昨年度（図 16 の下）と今年度（図 16 の上）の結果を比較すると、「識別性の判断」「基準・便覧との均質性」が継続して、特に全体評価との相関関係が高く、評価が低い項目であり、引き続き改善に取り組むべき重点課題であることが分かりました。

各個別項目に関するコメント数（図 5）については、昨年度と比較してコメント全体に占める肯定的なコメントが相対的に減ってはいるものの、「拒絶理由通知」に関する項目及び「電話・FAX 対応」では肯定的なコメントが多くありました。

5. 集計分析によって明らかになった課題への対応

(1) 審査判断に関する課題への対応

審査判断に関しては、商標審査の判断の要である「識別性の判断」及び「類似性の判断」に関して、引き続き、ユーザーの方々の関心が高いことが確認できました。今年度の評価結果を見ると、「識別性の判断」及び「類似性の判断」について、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合が昨年度より向上し、「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合が昨年度より低下しており、ユーザーからの満足度は上昇していると見ることができました。

商標審査基準に関しては、平成27年度～28年度にかけて産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を行い、商標の識別性（3条）や不登録事由（4条）の見直しを含む商標審査基準の全面改訂を行いました。当該基準のもと、引き続き、一貫性・客観性を有する商標審査に努めてまいります。

「識別性の判断」については、審査官の識別性の判断の根拠について、ユーザーの方々の納得感が得られる証拠（取引実情）を適切に示すべく、起案書の内容（事例等）を充実させるとともに、管理職による決裁においても証拠（取引実情）が適切に提示されているかの確認を行い、改善を図っていきます。また、業界によって事情が異なりますので、業界の特性や最新の取引実情を踏まえた審査判断を意識し、そのために、商標出願動向調査、業界や企業との意見交換を継続して実施していきます。

また、「類似性の判断」についても、引き続き、決裁時において重点的に確認を行うとともに、審査官の類否判断の考え方について、ユーザーの方々の納得感が得られる拒絶査定とすべく、通知文書の記載を充実させていきます。また、類似性の判断に関しては、審判決との均質性の観点からもコメントがありましたので、定期的に審査・審判部門との意見交換を行い、審査官・審判官間での意識の共有を図っていきます。

(2) 審査運用面に関する課題への対応

審査運用面に関しては、特に「基準・便覧との均質性」、「審査官間の均質性」、「審判決との均質性」及び「審査官とのコミュニケーション」に関して、ユーザーの方々の関心が高いことが確認できました。今年度の評価結果を見ると、「基準・便覧との均質性」、「審査官間の均質性」、「審判決との均質性」及び「審査官とのコミュニケーション」の全ての結果において、「非常に良い」と「良い」の評価を合わせた肯定的な回答の割合が昨年度より向上し、「悪い」と「非常に悪い」の評価を合わせた否定的な回答の割合が昨年度

より低下しており、ユーザーからの満足度は上昇していると見る事ができました。

「基準・便覧との均質性」については、引き続き、各審査官において商標審査基準及び商標審査便覧に即した審査を徹底するとともに、審査長等の管理職による商標審査の実体的・形式的チェック（「決裁」）も徹底します。

「審査官間の均質性」については、従前行っている審査官・管理職間の協議を継続して実施するとともに、管理職による決裁を通じて、審査官の判断にバラツキがないか重点的に確認を行っていきます。また、審査官が自らの審査の傾向を把握できるよう、審査官毎の即登録率や根拠条文毎の拒絶理由通知率等の審査関連データや審判関連データ等の各種統計データの情報共有を図り、審査官の意識の向上を図ります。

「審判決との均質性」については、審判制度の意義等を考慮すると一義的に判断を揃えるのは難しい課題ですが、審判関連データの分析及び情報共有を図るとともに、審査部門及び審判部門とで定期的な意見交換を行う等、審査官・審判官間での意識の共有を図ってまいります。

「審査官とのコミュニケーション」については、商標制度ユーザーとして見ると、特許・意匠の制度ユーザーと比べて出願人が「個人」である割合が高く、また、代理人を立てていない本人出願の割合も高い点に特徴があるといえます²。こういった制度利用に不慣れな個人・中小企業等の出願人や地域団体商標の出願人（権利者）とのコミュニケーションを重視することにより、ユーザーの満足度を高めていくことが重要であることから、商標出願人・商標権者に対するコミュニケーション（電話対応や面接等）の更なる向上に努めてまいります。

6. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、商標審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置付けられます。すなわち、本調査（CHECK）により、商標審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（ACT）し、これをその後の計画に的確に反映（PLAN）し、当該計画を実践（DO）していく必要があります。

調査対象案件に関する自由記載欄におけるコメント（意見・要望）について

² 商標は特許・意匠と比べて出願人が「個人」である割合が高く（特許 2.7%、意匠 8.5%、商標 16.1%）、また、代理人を立てていない本人出願の割合も高い（特許 8.0%、意匠 28.0%、商標 39.8%）（出典：特許庁編「特許年次行政年次報告書 2016 年版」）。

は、内容を検討・分析し、商標審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させるとともに、「担当審査官へのフィードバック可」と回答があったものについては、担当審査官にフィードバックを行うことにより、商標審査の質の向上を図りました。

今後については、ユーザーニーズの継続的な把握のため、商標審査の質を検証するため、平成29年度以降も同様の調査を行う予定です。調査に当たっては、これまで毎年異なる者を対象としていましたが、よりの確にユーザーニーズを把握するため、対象者の選定を含め、設問の構成や調査票の形式等調査手法を改良し、調査を行っていく予定です。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、商標審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行くことが必要です。引き続きのご協力をお願い致します。

(付録) 調査票

【A票】		商標審査全般の質についての調査					
* 記名又は無記名のいずれの回答を希望するかご回答ください。 ☐ 記名での回答を希望する(下記、記載欄にご記入ください。) ☐ 無記名での回答を希望する							
お名前	ご連絡先(電話)		(メール)				
企業名							
* 下記【1】、【2】の問いにお答えください。なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただいております。							
【1】商標審査全般の質について							
		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	
		5	4	3	2	1	
1.	商標審査全般の質（審査官の判断の的確性、通知内容、審査官とのコミュニケーション等）について、全体としてどのように感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐	
		良くなっている			変化していない	悪くなっている	分からない
		3			2	1	
2.	最近（1年程度）の商標審査全般の質について、どのような傾向にあると感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐	
3. 商標審査に関する各項目①～④の評価についてお答えください。							
① 審査における判断・理解について							
		非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
		5	4	3	2	1	
①-1.	商標の識別性（商標法第3条第1項1号～6号）の判断(※)は適切でしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
※ 商標は、自己と他人の商品又は役務とを区別するために用いられるものであるため、自己と他人の商品・役務を区別することができない商標は登録を受けることができません。「商標の識別性の判断」とは、商標が自己と他人の商品・役務を区別することができるか否かに関する判断を指します。							
①-2.	商標の類似の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
①-3.	指定商品・指定役務に関する審査官の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
①-4.	意見書等における出願人・代理人等の主張の把握は適切でしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
② 審査における判断の均質性について							
		非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
		5	4	3	2	1	
②-1.	商標審査基準・商標審査便覧等の特許庁で公開している情報と、審査官の判断に均質性はありましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
②-2.	判決・審決の判断と、審査官の判断に均質性はありましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
②-3.	拒絶理由等について、審査官間の判断に均質性はありましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③ 通知内容について							
		非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
		5	4	3	2	1	
③-1.	拒絶理由通知書の記載内容について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-1-1.	必要な説明がされていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-1-2.	理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-2.	手続補正指示書の記載内容について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-2-1.	必要な説明がされていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-2-2.	理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-2-3.	出願人の主張・提出書類に対し、適切に応答していましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
具体的なご意見がございましたら、次ページ⑥のコメント欄にご記入をお願いします							裏面へ続く

	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
	5	4	3	2	1	
③-3. 拒絶査定記載内容について						
③-3-1. 必要な説明がされていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-3-2. 理解しやすい文で、簡潔・平明に記載されていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-3-3. 出願人の主張・提出書類に対し、適切に応答していましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
④ 審査官とのコミュニケーションについて						
	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
	5	4	3	2	1	
④-1. 電話、FAXの際の対応はいかがでしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
④-2. 面接の際の対応はいかがでしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑤ 上記①～④に関して、特許庁として特に充実に向けて注力した方がよい項目がある場合、その項目をお答えください。						
☐ 審査における判断・理解について ☐ 審査における判断の均質性について ☐ 拒絶理由通知書等の記載内容について ☐ 拒絶査定書の記載内容について ☐ 審査官とのコミュニケーションについて						
⑥ コメント（上記①～⑤に関して、項目を特定した上で、具体的なご意見の内容をご記入ください。特に「悪い」「非常に悪い」を選択された場合には、積極的にご意見の内容をご記入ください。） （記入欄）						
【2】個別事項の最近の印象の変化について						
以下の点について、印象の変化をお答えください。						
① 商標審査基準の改訂（特に3条「識別性の判断」関連）について						
特許庁では、平成27年度に、社会情勢等の変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるため、かつ、ユーザーにとって明確かつ分かりやすいものとすべく、指針となる商標審査基準の内容及び構成（主に3条「識別性の判断」関連）について大幅に見直しを行い、平成28年4月1日より適用しています。						
	良くなっている	変化していない	悪くなっている	分からない		
	3	2	1			
改訂後の商標審査基準（特に3条「識別性の判断」関連）について、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐		
② 拒絶理由通知書等の記載について						
特許庁では、平成27年度に、審査官が起案書を作成する際に一元的な考えに基づいて統一感をもって作成できるように、補正案や証拠の提示の仕方等、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文章を作成し、審査官による通知文書の記載の充実を図っています。						
	良くなっている	変化していない	悪くなっている	分からない		
	3	2	1			
拒絶理由通知書等の記載について、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐		
③ 協議の実施による審査官間の判断の均質性の確保について						
特許庁では、審査官相互の知見を結集して、調査のノウハウ、知識等の共有化等を図った上で、迅速・確かな判断を行うことを目的に、所定の条件（3条2項の認定、防護標章登録出願、世間の衆目を集めるおそれがある出願、新商標関連の出願等）を満たす案件について、案件を担当する審査官が、他の審査官と意見を交換して調査・判断について検討を行う「協議」を実施しています。						
	良くなっている	変化していない	悪くなっている	分からない		
	3	2	1			
審査官間の判断の均質性について、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐		

裏面へ続く

④ 審査の適時性（審査期間）について

特許庁では、迅速・的確な審査を目指して、これまで審査期間の短縮を図りつつ、質の向上に努めてきたところです。直近の平成27年度においては、FA期間(出願日から1次審査結果の通知までに要する平均期間)が4.3か月、TP期間(出願日から最終査定までに要する平均期間)が5.8か月、また、早期審査の期間（早期審査の申請から1次審査結果通知までに要する平均期間）は、1.9か月となっています。特にFA期間については、更なる短縮化を望むご意見がある一方、優先権や第三者からの情報提供期間との関係や、審査の品質に影響しかねないという懸念から、これ以上の短縮化を望まないというご意見の双方が併存している状況です。

④-1. 現状のFA期間について、どのように感じていますか。

満足

比較的不满

普通

比較的不满

不満

5

4

3

2

1

☐

☐

☐

☐

☐

④-2. 現状のTP期間について、どのように感じていますか。

☐

☐

☐

☐

☐

④-3. 『FA期間については、全体の平均期間として5か月程度に保つ一方、早期権利化の必要性が高い出願については早期審査をこれまで以上に活用できる環境を整備すること（対象案件の拡充等）により、多様なユーザーニーズに応じて細やかに対応しつつ迅速かつ高品質な審査の実現を図っていく』ことについて、どのように思われますか。

賛成

比較的不满

どちらでもない

比較的反対

反対

5

4

3

2

1

☐

☐

☐

☐

☐

④-4. 上記④-3.で選択した回答の理由について、ご記入ください。
また、FA期間やTP期間について、適当と思われる期間があれば、その期間をご記入いただくと共に、その理由についてもご記入ください。

(記入欄)

【3】その他

その他、審査の手続きや質に関してご意見がございましたら、ご記入ください。
なお、特定の案件に関してのご意見の場合には、より正確にご意見の趣旨を把握できるように、出願番号を記載する等により案件を特定した上で、ご意見の内容を具体的にご記入ください。

(記入欄)

※ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、チェックボックスにチェックをしてください。

☐ 担当審査官へのフィードバック可

●ご回答ありがとうございました。引き続き、B票のご記入をお願いいたします●

45

【B票】 特定の出願における商標審査の質についての調査						
* 出願番号 						
* 上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】、【2】についてお答えください。						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	
	5	4	3	2	1	
【1】 本件商標出願の商標審査の質についてどのように感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐	
【2】 本件商標審査に対する評価に関し、下記1.～3.についてお答え下さい。 また、該当する項目について選択するとともに、その具体的な内容を、3.のコメント欄にご記入ください。						
1. 審査官判断について						
上記出願で商標法第3条第1項第1号～6号の適用を受けた方の方に質問します。						
① 商標の識別性（商標法第3条第1項第1号～6号）の判断は適切でしたか。	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
「悪い」「非常に悪い」をチェックされた場合、具体的に悪いと感じた内容について、下記項目から選択してください。（複数選択可）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 商標認定（一連で判断すべき等） ☐ 証拠の内容 ☐ 証拠の量 ☐ 取引実情の理解・考慮 ☐ 論理記載不足（判断は適切） ☐ その他（下記3.コメント欄に記載ください。）						
上記出願で商標法第4条第1項第1号の適用を受けた方の方に質問します。						
② 商標の類似の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
「悪い」「非常に悪い」をチェックされた場合、具体的に悪いと感じた内容について、下記項目から選択してください。（複数選択可）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 外観・称呼・観念の認定（ ☐ 外観認定 ☐ 称呼認定 ☐ 観念認定） ☐ 外観・称呼・観念の類否判断（ ☐ 外観類似 ☐ 称呼類似 ☐ 観念類似） ☐ 外観・称呼・観念の総合的考察（ ☐ 外観の相違を考慮すべき ☐ 称呼の相違を考慮すべき ☐ 観念の相違を考慮すべき） ☐ 商品・役務の類否判断 ☐ 分断／要部抽出に関する判断 ☐ 分断／要部抽出に関して論理・証拠の提示が不足 ☐ 商標の認定に関する記載が不足 ☐ 外観・称呼・観念の総合的考察の記載が不足						
③ 指定商品・指定役務に関する審査官の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
④ 意見書等における出願人・代理人等の主張の把握は適切でしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 通知の内容・記載ぶりについて（該当する通知書面が無い場合は、「分からない」の項目を選択してください。）						
① 拒絶理由通知書の内容・記載ぶりについてはいかがでしたか。	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	分からない
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
② 手続補正指示書の内容・記載ぶりについてはいかがでしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③ 拒絶査定の内容・記載ぶりについてはいかがでしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. コメント（上記1.～2.に関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。特に「悪い」「非常に悪い」を選択された場合には、積極的にご意見の内容をご記入ください。）						
（記入欄）						
※ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、チェックボックスにチェックをしてください。						
☐ 担当審査官へのフィードバック可 ●ご回答、誠にありがとうございました。●						